

市内調査機関代表者 様

京都市文化市民局長 中野代志男

〔埋蔵文化財調査センター〕  
☎075-441-5261

## 京都市内における発掘調査等の取扱いについて(通知)

平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されており、文化庁から「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知)により、埋蔵文化財保護に関しての客観的・標準的な基準の提示、発掘調査成果の公表等を進めるとともに、発掘調査組織の担当職員については、発掘調査を適正に実地する能力を確保するよう示されました。平成11年には、京都府教育委員会から「京都府内における出土品の取扱いについて」(平成11年4月1日京都府教育委員会教育長通知)により、出土品の活用のためにランク分けを実地すること、そのランク分けにあたっては報告書の記載の有無を基準にすること等が示されました。さらに、平成11年7月16日の文化財保護法の改正に伴い、埋蔵文化財に関する事務の権限の一部が京都府教育委員会並びに京都市教育委員会に移管されました。

このような中で、埋蔵文化財保護行政の信頼性を著しく損失させる石器の捏造事件が発生しました。文化庁はこの事態を受け、「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」(平成12年11月17日付け庁保記第236号文化庁長官通知)により、発掘調査主体及び調査担当者の資質、客観性を確保する仕組みを確立するよう指導しています。具体的には、第三者機関による検証とともに、調査の過程、調査方法、調査成果等を客観的に示した内容の発掘調査報告書を定められた一定の期間内に提出することを求めています。

これらの文化庁、京都府教育委員会教育長通知を受け、京都市内における発掘調査の取扱い等について、市内の歴史的、地域的特性を踏まえ、別紙のとおり、埋蔵文化財発掘調査の取扱いに関する事務手続きを明確化し、発掘調査報告書作成の手引きを定めました。

つきましては、本手引きの円滑な施行をお願いするとともに、遺跡の内容や性格に即した発掘調査を実施し、発掘調査報告書を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 文化庁通知等

- 1 「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」文化庁次長通知(平成9年8月7日)
- 2 「出土品の取扱いについて」文化庁次長通知(平成9年8月13日)
- 3 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」文化庁次長通知(平成10年9月29日)
- 4 「京都府内における出土品の取扱いについて」京都府教育委員会教育長通知(平成11年4月1日)
- 5 「地方分権一括法」(平成11年7月16日公布、平成12年4月1日施行)
- 6 「京都府内における発掘調査等の取扱いについて」京都府教育委員会教育長通知(平成12年3月24日)
- 7 「埋蔵文化財の発掘等に関する届出等に係る事務処理について」京都府教育委員会教育長通知(平成12年3月31日)
- 8 「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」文化庁長官通知(平成12年11月17日)
- 9 「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」文化庁次長通知(平成12年12月28日)

## 別 紙

### 京都市内における発掘調査等の事務処理と報告書作成の手引き

#### 1 目 的

この手引きは、「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」（平 12 年 11 月 17 日付け庁保記第 236 号文化庁長官通知）に基づき、京都市内における発掘調査に伴う事務処理及び報告書作成の基準を定めるものである。

#### 2 発掘調査に係る事務処理

京都市内の周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる文化財保護法第 57 条に基づく発掘調査について、下記の事務処理が必要になります。

- (1) 文化財保護法第 57 条第 1 項に規定する「届出」を、発掘に着手しようとする 30 日前までに提出する。
- (2) 京都府教育委員会からの「埋蔵文化財の発掘調査について」(発掘調査許可通知)を受領する。
- (3) 京都市文化市民局へ発掘調査実施の連絡をする。
- (4) 京都市文化市民局へ発掘調査終了の連絡をする。
- (5) 出土した文化財については、遺失物法第 1 条第 1 項の規定により、調査終了後 7 日以内に所轄警察官署へ「埋蔵物発見届出」を提出する。
- (6) 京都市教育委員会に、「埋蔵文化財保管書」を提出する。
- (7) 調査終了後、6 箇月以内に京都府教育委員会の様式に従い、「埋蔵文化財発掘調査終了届」を提出する。
- (8) 定められた期間内に、「発掘調査報告書」を提出する。
- (9) 京都府教育委員会の定めた分類基準に従い、出土遺物の分類を行い、京都府教育委員会に「出土品コンテナ台帳」及び「出土品収蔵目録」を提出する。

#### 3 発掘調査報告書の作成

京都市内には、平安京跡をはじめ複雑、大量に遺構・遺物が検出される遺跡が密集しており、調査及び整理作業には多大な労力を必要とします。そのため、文化庁並びに京都府教育委員会の指導に基づき、京都市文化市民局は、下記の作成基準を満たす報告書をもって、文化財保護法第 57 条の 2 第 2 項による必要な指示に基づく発掘調査報告書としますので、印刷・刊行の上、提出するようお願いいたします。なお、国民共有の財産である埋蔵文化財の記録ですので、資料として活用されるよう広く公開、普及していただくことをお願いします。

##### (1) 発掘調査報告書の提出要件

- ① 報告書は、原則として文化財保護法第 57 条に基づく届出によって提出された調査(発掘調査の許可通知の対象)ごとに作成することとする。
- ② 単一事業で、複数年度にまたがって実施される調査については、すべての調査終了後、すみやかに報告書を作成することとする。当該事業については、各年度終了後すみやかに年度ごとの概要報告書を提出すること。

##### (2) 発掘調査報告書の提出期限

- ① 上記 1 の報告書については、発掘調査終了後 1 年以内に提出すること。
- ② 上記 2 の報告書については、当該事業にかかる発掘調査終了後 3 年以内に提出すること。
- ③ 保存処理の要する遺物が大量に出土するなど、上記期限内に報告書を提出することが極めて困難な場合は、京都市文化市民局担当課と必ず協議すること。
- ④ 上記に定めた期間内に報告書を提出しない場合には、それ以降、発掘調査の届出を行っても調査が認められないことがあるので、留意して下さい。

### (3) 発掘調査報告書の記載内容

①例言・目次（巻頭図版，文章，図版，挿図，写真等）

②報告内容

- (1) 遺跡名 ○平安京跡については，条坊名を併記すること。  
○長岡京跡については，当分の間，新旧条坊を併記し，長岡京跡調査の関係機関で調整された調査次数を付けること。  
○複数の包蔵地内に含まれる場合は，全ての遺跡名を併記すること。  
○新発見の遺跡については，京都府教育委員会・京都市文化市民局と協議の上，遺跡名を決定し，報告書に掲載すること。
- (2) 所在地 ○区名，通名，町名，番地（代表番地だけでも可）名まで記すこと。  
○調査位置図（2500分の1都市計画図等を調整の上，調査区を明示すること）  
○トレンチ配置図（隣地境界，道路境界等の明示された，敷地区や建物配置図上に調査区を明示すること）
- (3) 調査目的 ○発掘調査の原因となった土木工事等の内容について記載すること。
- (4) 調査期間 ○発掘調査の期間を明示すること。その際，中断期間がある場合は，その期間と理由を記すこと。
- (5) 検出遺構 ○調査位置及び標高については，平面直角座標系及び，東京湾平均海面高度を使用するとともに，調査区付近のマンホール高等を利用して，現地表面からの掘削深度も記入すること。  
○基本層状については，現地表面からの掘削深度を記入するとともに，標準土層断面図(1/40, 1/50, 1/80等)を作成する。  
○重要遺構については，位置，検出状況，層状，重複関係，規模，形状，方向，埋土，出土遺物(種類，数量，出土状況)，所見等について記述する。  
○主要遺構については，一覧表を作成し，層序，規模，形状，埋土，出土遺物，時代等について記述する。  
○掲載図面 調査区については，遺構面単位で遺構全体図，エレベーション図  
重要遺構については，平面図，土層断面図，断面図，見通し断面図等  
主要遺構については，平面図，土層断面図等の可能な限りの掲載  
○掲載写真 調査区は，調査前写真，遺構検出作業風景，遺構面単位で全景写真  
重要遺構については，遺構検出状況，遺物出土状況，完掘状況等  
主要遺構については，遺物出土状況等可能な限り掲載する。

(6) 出土遺物

遺構の性格や時期等を評価する重要な資料であるので，重要遺構や主要遺構の出土品を中心にできる限り掲載すること。ただし，必ずしも遺構と遺物の項目を分離して記述することを求めるものではなく，以下の基準を参考に，各調査期間の方法で遺物の説明をすること。

- 出土箱数 必ずコンテナ(60cm×40cm×15cm)数に換算して箱数を記述する。  
○Aランク 可能な限り，実測図，拓本，写真等で個体識別できるようにし，出土遺構，層位，器種，法量，時期等を記した一覧表の作成や，文章による説明などを行うこと。  
○Bランク 可能な限り，一覧表や実測図，写真等を掲載すること。  
○Cランク 該当するコンテナの箱数を記述すること。  
○Dランク 該当するコンテナの箱数を記述すること。

(7) 調査成果のまとめ

遺構・遺物の事実報告と調査成果，並びに遺跡の性格や時代について簡潔，簡略に記述すること。

(8) 抄録

文化庁指定の様式に従い，報告書抄録を作成すること。

(9)その他

○担当者名 単一の報告書を複数の担当者が執筆する場合は、必ず章末または例言に執筆担当者名を記すこと。これは調査担当者の報告書作成実績の基本となるので留意すること。

(10)奥付 ○巻末に、発行日、発行元、編集機関、印刷所等を明記した奥付を付けること。

(11)発掘調査報告書の部数

行政指導上必要な文化庁、京都府教育委員会、京都市文化市民局の担当課他、周辺の地方公共団体、市内図書館、府立総合資料館、その他関係機関等に配布するために、発行部数は300部程度とする。

4 出土品コンテナ台帳及び出土品収蔵目録の作成

「京都市内における出土品の取扱いについて」（平成11年4月1日付け1教文第134号京都府教育委員会教育長通知）における取扱い基準に基づき、活用度等を総合的に判断してA、B、C、D、の四つのランクに分類すること。

(1) 目録の作成と保管・提出

出土品の保管・管理の区分後、速やかに、京都府教育委員会の様式に従い、出土品コンテナ台帳及び出土品収蔵目録を作成し、その原本を管理するとともに、その複本（フロッピーディスク等の記録媒体可）を京都府教育委員会並びに京都市文化市民局に提出すること。

- ① Aランクの遺物は、出土品コンテナ台帳及び出土品収蔵目録を作成し、報告書・図録等記載の実測図、写真と一致させること。
- ② Bランクの遺物は、出土品コンテナ台帳及び、可能な限り出土品収蔵目録を作成し、報告書・図録等の文章、付表と一致させること。
- ③ Cランクの遺物は、出土品コンテナ台帳を作成する。
- ④ Dランクの遺物は、出土品コンテナ台帳を作成し、その備考欄に廃棄その他の措置を行う場所等を記録すること（ただし、廃棄その他の措置を執るまでの間はCランクの区分による）。

(2) 台帳及び目録の提出時期

報告書の刊行と同時に作成し、京都府教育委員会及び京都市文化市民局に提出することを原則とする。ただし、多量の遺物が出土するなどして、台帳や目録の作成に長期間を要する場合は、できるだけ速やかに作成、提出するものとし、その時期等については京都府教育委員会及び京都市文化市民局担当課と必ず協議すること。

附 則

1 なお、この作成の手引きについては、平成13年4月1日以降に終了した発掘調査から適用するものとし、平成13年3月31日以前に終了した調査については可能な限り、当基準を満たす報告書の作成に努力することとする。ただし、報告内容については、調査機関の考え方や、これまでの経過を踏まえ、今回の作成基準以上の内容を含んでもかまわないものとする。

また、平成13年3月31日以前に終了した調査で当要件を満たす報告書の作成に長期間を要する場合は、過去の調査内容、出土遺物の内容を簡潔に記し、報告書抄録を添付している概要報告書もしくは年報の発行に代用することができる。